小規模保育事業者の選定の進め方について

芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会による選定を踏まえ,芦屋市長が事業者を決定します。

1 選定件数等

(1) 募集地域及び募集数

山手圏域(山手中学校区)・精道圏域(精道中学校区)・潮見圏域(潮見中学校区) 各圏域1施設を原則とする。 計3施設

(2) 応募状況

山手圏域:3者,精道圏域:1者,潮見圏域:応募なし

(3) 選定件数

山手圏域は2施設、精道圏域は1施設を上限に選定する。

2 採点方法

- (1) 整数(負の整数除く)で採点してください。
- (2) 総合評価は、各委員の採点の平均点(小数点第2位切捨て。小数点第1位まで)を採用します。
- (3) 5点満点及び10点満点の採点の指標は下記のとおりです。



※ただし、様式2関連(1事業者の状況 (1)事業者概要等)については、減点方式で採点してください。

3 その他留意事項

- (1) 選定を通過するには、各選定項目において5割以上を獲得する必要があります。
 - ア 事業者の状況 10点満点のため5点以上
 - イ 事業所の組織・体制 30点満点のため15点以上
 - ウ 事業所の運営 45点満点のため22.5点以上
 - エ 提案内容 15点満点のため7.5点以上
- (2) 選定を通過するには、(1)を満たし、かつ、全体の得点(100点満点)が7割(70点)以上を 獲得する必要があります。